

いそみ

練馬西法人会情報誌



「上石神井駅」駅前清掃に参加された皆様（28年9月10日撮影）

2016
秋

vol.104

法人会
消費税期限内納付
推進運動

練馬西法人会 新会員募集

《問い合わせ》事務局 TEL03-3923-7272

目次

- 署長着任のあいさつ 2
- 社長さんこんにちは 3
- 支部・部会・委員会活動報告 5
- 平成29年度税制改正要望事項 10
- 東法連退職金制度のお知らせ 13
- 税務署からのお知らせ 14
- 税理士会ニュース、他 15
- お知らせ 16

着任のあいさつ



練馬西税務署長
小川 峰夫

秋冷の候、公益社団法人練馬西法人会の皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私は七月の人事異動で横浜中税務署から参りました小川でございます。前任の木村署長同様ご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

高橋会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営に對しまして、深いご理解と多大なるご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

貴会におかれましては、平成二年の創立以来「よき経営者を目指すものの団体」として、税に関する様々な研修会や講習会の開催はもとより、小学生を対象として租税教室や絵はがきコンクール募集等にも積極的に取り組まれ、地域の皆様方に対する納税道義の高揚や正しい税知識の普及等に大きく貢献をいただいております。

さらに、駅前地区の清掃活動や献血など、社会貢献活動にも熱心に取り組まれ、地域社会の社会・経済活動にも大きく寄与されております。

これも、ひとえに、役員及び会員の皆様方並びに事務局の長年にわたるご努力の賜物であり、深く敬意を表する次第であります。

さて、近年、我が国では、経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度情報化が急速に進展し、それに伴って税務行政を取り巻く環境も大きく変化しております。こうした中で、e・Taxやダイレクト納付など、納税者サービスの充実に努めるとともに、悪質な納税者には厳正な態度で臨むなど、適正申告を行った納税者の皆様に不公平感を与えないよう、「適正かつ公平な課税及び徴収の実現」を図ることが、私ども国税職員の努めであると考えております。

また、本年一月から国税分野において番号の利用が開始されたマイナンバー制度は、より公平な社会保障や税制の基盤であるとともに、情報社会のインフラとして、納税者の皆様の利便性の向上や行政の効率にもつながるものでございます。

今後も、個人番号を含む情報管理の徹底を図るとともに、制度の定着に向け、周知・広報に努めてまいりますので、会員の皆様方には、引き続きご理解とご支援、ご協力の程をよろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、公益社団法人練馬西法人会の益々のご発展と会員の皆様方並びにご家族の皆様のご健勝と事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



社長さん こんにちは

企業訪問

株式会社
黒澤硝子建材



大泉学園町五三三三二
電話〇三三九二五・二〇二四
代表取締役
黒澤 俊一

お客様のニーズを大切に

杉並区の硝子屋で三千年間勤務したのち、平成十九年に独立し、住宅用サッシ硝子の取り付けを中心にカーポート、アルミベランダ、ビル用サッシ、電動式アルミシャッター、自動ドア取り付けなどの業務を行ってきました。

他社では難しいと言われたことも、長きに積み上げてきた技術力と発想力で、常にお客様に信頼される会社を目指しています。

先の東日本大震災以降、新たに大きな窓を付けたり、出窓を付けたりするものが規制されるようになりましたが、その規



技術力と発想力で対応いたします

制の中、既存のものを残し、リノベーションで生活を明るく新しくする仕事が増えてきました。

中でも壁を壊さず、既設窓枠に新しい窓を取り付けるカーポート工法が代表として挙げられます。これにより、新築同様スムーズで静かな窓の開閉が可能となり、合わせて樹脂フレーム、複合ガラスを利用することで防音性、断熱効果も向上します。鍵を高機能にすることで防犯機能も高められます。

施工時に窓周辺のハツリ工事や内装工事が不要なため、騒音やほこりの発生が少なく、また、建物の内部から工事ができるため、安全性が高く、短時間での取り付けが可能です。

これからも、お客様のニーズを大切に、『大泉学園町の硝子屋さん』として、努力と、経験を活かした想像力で住まいをよりよくするお手伝いの提案をしたいと思っています。

また、今年からは女婿と共に仕事をしており、今まで培ってきた技術と信頼を次世代にも継承するとともに、今後更に飛躍できるよう邁進して参りますのでお力添えをよろしくお願い致します。

最後になりましたが、西法人会の入会に誘ってくださった「上むら」の社長をはじめ、私を受け入れてくださった西法人会の方々に深く感謝いたします。また、このような機会をいただいたことを大変嬉しく光栄に思います。

(第六支部)

フジ梱包
株式会社



大泉学園町五三三二八
電話〇三三九二二・〇二一六
代表取締役
加藤 大貴

幅広い対応をモットーに日々奮闘

弊社、父が昭和五十三年に、梱包、発送。各種セット加工を業務として創業致しました。

関越高速沿いに倉庫を建て、大手印刷会社、各種メーカー直等の商品を、分野を問わず、企画から、商品発注など、幅を広げて、運営して居ります。

平成三年に、群馬県前橋市に群馬営業所を、新設致しました。

敷地六百坪、倉庫百五十坪、定期物を中心に、ブリスターパック、セット作業等をして居ります。平成十八年には、プライバシーマークを取得、今年十年目になりました。

弊社のモットーは、顧客からの要望は極力応える事、を基本に、単なる加工屋の枠を超えて、幅広い対応をして居ります。

お陰様で、お客様とは、長いお付き合いをさせて頂いて居ります。



企画から商品発注等幅を広げて運営しています

も、御多分に漏れず芳しくなく、仕事の度合いも減る傾向に有りますが、弊社は顧客も増えて来て居ります。

五年前に私が、父（急逝の為）の後を継ぎ、社長に就任致しました。

まだまだ未熟では御座いますが、自分の身の丈に合う経営をモットーに日々頑張っで行こうと思っっています。今後とも、宜しくお願い致します。

（第七支部）

株式会社
かしわざき

大泉町四三三四五
電話〇三三九二四七七一
代表取締役
柏崎 勝代

食文化の発展を通じて
地域社会に貢献する

当社は昭和四十年の創業以来、一貫して食肉販売を通し、理想的な食肉流通のカタチの追求に全力を注ぎ続けてまいりました。

牛肉の輸入自由化や今後日本の食肉産業内で起こりうるあらゆる状況変化の中においても、お客様へ良質な商品をより低価格でお届けするという当社の基本姿勢を維持することができるよう、常に様々



新鮮なものを新鮮なままお届けいたします

な角度から何がベストかを考えております。

「新鮮なものを新鮮なままに」をモットーに商品はすべて加工したその日にお客様へお届けいたします。もちろん徹底した衛生管理と品質管理、そして充実したスタッフ教育による、高品質な商品作りを基本としています。

低コスト化や完璧なアフター体制、有益な情報提供など、お客様にとつてのメリットを最大限に考え、皆様に信頼される企業であることを第一の目標にするとともに、新しい時代の食生活を創造するため、今後またゆめまね努力を続けてゆく所存でございます。

（第七支部）

齊藤しずお事務所



大泉学園町四十七三三
電話〇三・五九四七・三七三
齊藤 静夫

区民の要望実現に東奔西走

練馬西法人会の皆様には、日頃より大変にお世話になっております。齊藤しずお事務所

の齊藤静夫です。

私どもの事務所は、公明党区議会議員齊藤静夫の事務所として、区政や区議会の活動をしている事務所であり、多くの方々の法人としての活動とは、ちよつと違った活動をしております。当初、西法人会の会員にならないか

とのお誘いがあつた時、正直、私で良いのかとのためらいもありましたが、多くの方々からお話があり、会員にさせていただきました。

区政や区議会の活動といつても多くは、区民の皆様の相談にのつたことで、行政に対する苦情、要望であります。また、現在交通対策等特別委員会」の委員長をさせていただいており、特に大江戸線の延伸や、練馬区みどりバス等の問題に全力をあげさせていただいております。

私は、平成十五年に区議会議員にさせていただきましたが、その前は、衆議院議員の政策秘書として約二十年間、国会に勤務をさせていただいておりました。初めは、中選挙区で、神奈川四区の衆議院議員「草野たけし」の、その後、小選挙区制になり、北信越比例区の衆議院議員「漆原良夫」の秘書をさせていただきました。中選挙区時代は、当時、公明党は野党であり、同じ神奈川である菅官房長官とは、敵対しておりました。その後公明党は与党となり、漆原良夫も公明党の国対委員長となり、さまざまな政党の議員ともお付き合いをさせていただいたのが思い出であります。

さて、区政に転じますと、今後の少子高齢化や、区としての経済対策の推進等、課題は山積しております。特に景気動向では、ゆるやかに回復基調にあるというものの、現場では、その実感がありません。区としても補正予算にも経済対策を盛り込み、区民の暮らしが少しでも改善できるように取り組んでまいります。今後とも、練馬西法人会の皆様には、ご支援をよろしくお願いいたします。

青年部 野外研修会

「スカイツリーから見下ろす都会の街に感動」

梅雨時の七月三日（日）、四十三名参加のもと青年部会バス研修を行いました。

当日は梅雨の中休み？天気も良く朝から気温もぐんぐん上がり猛暑日となりました。今年は熊本地震などの震災もあり、まずは皆さんの防災意識を高めてもらおうと、有明にある防災体験学習施設「そなエリア」で防災についての学習を行いました。

「そなエリア」ではリアルな防災体験ゾーンがあり、タブレット端末を使い防災クイズに挑戦し、危険個所を確認しながら避難場所へと移動します。大人も子供も地震発生後七十二時間の生存力を身につけることができました。

昼食は両国へ移動し名物のちゃんこ鍋です。この日初めて参加していただいた方や、初めてお会いする人たちと、この猛暑日に



そなエリア前で集合写真

アツアツのちゃんこ鍋を食べたことは、忘れられない思い出となりました。みんな汗だくになりながら、美味しかったです。

午後からはスカイツリーの展望台。地上三五〇メートルの東京スカイツリー天望デッキまで一気にエレベーターで上がります。



全員でハイチーズ！

七月十日（日）好天に恵まれ会員との親睦を深める目的で三十四名の参加により実施されました。バスで一路、茨城県の予科練平和祈念館を見学。少年兵の当時の生活を想い、今私達は平和が当

第一支部 バス研修会

「親睦バス研修会」

エレベーターのドアが開くとパーッと視界が開け、東京の街が飛び込んできました。うつすら白くかすんでいましたが、地平線まで続く建物が見えました。

その後自由見学となり、スカイツリーの下のショッピングエリアでお買い物を楽しんだり、天望デッキのさらに一〇〇メートル上の天望回廊へエレベーターで上がったりと、皆さん思い思いにスカイツリーを満喫しました。

地上四五〇メートルの天望回廊からの眺めは、さらに高さを感じました。足元がガラス張りになっているところではさすがに足がすくみました。

現在のバス研修担当者は今年で交代となり、来年はまた新しい担当者が青年部ならではのバス研修を企画してくれることでしょう。みなさん、期待して来年も是非ご参加ください。（山口ルミ）

第二支部 青少年育成野球大会

「少年野球大会にメダルを贈呈」

り前の様に生きていられる事に感謝しなくてはと思いました。

その後、山水亭で昼食を堪能いたしました。午後つくば植物園で散策を楽しみ、筑波ハムでお買い物、家族へのおみやげ。一路、大泉学園へ。車中ではカラオケで、のど自慢。なごやかな内、大泉につきました。

第一支部の活動に係わる役員のみなさま、ありがとうございました。（笠村和子）



開会式の様子

七月十六日石神井小学校で青少年育成体育部長星野氏（当会第二支部）の司会で開会式が行われました。当会から森副会長、長谷川理事が参列しました。

始めに青少年育成委員会長の挨拶などの後、当会第二支部長本橋が選手達を激励する挨拶をしました。

熱戦が続く中でも、十七日の決勝戦は、少年野球とは思えない好プレーがありました。また、表彰式では日頃の練習成果が十分に発揮できなかったチームにも笑顔があり、素敵な大会でした。（本橋章一郎）

第四支部 税務研修会報告

「うっかり取りこぼしをチェック」

七月二十八日(木) 東京信用金庫武蔵関支店会議室にて、参加者四十四名のもと税務研修会を行いました。

練馬西税務署より上園第一統括官、土田上席調査官において頂きました。

第一部の研修では、土田上席調査官より「自主点検チェックシートの入門編」を解説していただきました。

こういう点検表があれば経理上のうっかり取りこぼしなどを減らせそうです。

第二部の講演では、地元にお住いの升本喜就氏より「軽井沢の歴史と自然・エンジニアの視点から」をテーマに話をいただきました。



講演頂いた升本喜就氏

宇宙開発の仕事で人工衛星の研究をされていた経験から、別荘のある軽井沢の昔の写真をよりその当時の生活を推測し、陰などからその日時を割り出しています。



研修会風景

分水嶺、氷川神社と浅間山の位置関係から信仰と山の繋がりを想像したりと、色々興味深いお話が聴けた講演でした。(橋本好生)

税務六団体主催合同意見交換会

「和やかな雰囲気の中で」

八月一日(月) 勤労福祉会館において新しく着任された西税務署小川署長他幹部の方々をお迎えして、税務六団体主催合同意見交換会が開催されました。参加者は署の幹部、各団体の役員等約百十名を数えました。

会は署の幹部、各団体長の紹介・挨拶の後和やかな雰囲気の中で行われました。

今回は税務署長他多くの署の幹部の交代があったことから特に熱心な名刺交換が行われ有意義な時間となりました。

なお、税務六団体とは、練馬西法人会、練馬西納税貯蓄組合連合会、練馬西青色申告会、東京小売酒販組合石神井支部、練馬西間税会、東京税理士会練馬西支部で構成されており、(事務局)

簿記研修会 開講式

「簿記三級合格を目指して」



講師の今野先生

八月二十三日(火)より東京商工会議所との共催で初級簿記研修会の開講式を行いました。本年度から会員等が受講しやすいように開催時間を夜間に変更するとともに会場も従来の勤労福祉会館から法

税制・源泉合同研修会

第一部「税制改正について」

第二部「相続税の税務調査の実態と対応策」

税制税務委員会と源泉部会では、八月二十六日(金)に、毎年好評の合同研修会を開催いたしました。

丸山税制税務委員長兼源泉部会長からは、残暑厳しいなか、満席の四十六名の方の参加の感謝の挨拶があり、税務署からは上園第一統括官より挨拶をいただきました。



丸山税制委員長兼源泉部会長の挨拶

第一部は、「税制改正について」で、講師は、土田上席調査官です。本年度は、マイナンバー制度の運用が年末調整で開始されます。また、法人税率の引き下げや、減価償却制度・欠損金の繰越控除制度等の見直しもありますし、新たに、企業版のふ

るさと納税も創設されました。税制改正については、消費税の引き上げが延期されたように、閣議決定によって、内容が見直される可能性があり、注



土田上席調査官の講演

意したいものです。



服部誠氏による講演

第二部では、「相続税の税務調査の実態と対応策」という演題で、税理士法人レガート代表服部誠氏に、講師をお願いしました。

相続税については、平成二十七年の相続税の改正により、遺産に係る基礎控除が引き下げられた為、課税対象者が大幅に増えたので、皆さんの関心も高く、タイムリーな研修となりました。

服部税理士からは、実際の税務調査の流れについて、相続の専門家としての視点で、詳しく解説していただきました。相続税の申告漏れは、圧倒的に現金預金の申告漏れが多いので、家族名義の預金や、いわゆる妻の「へそくり」も、場合によっては、妻の財産とは認められない事もあるそうです。日頃から、家族名義の預貯金がどのように形成されたか説明できるようにしておく事も必要との事でした。

身近な問題ですので、皆さん、自分の問題としてドキドキしたり、本当に勉強になりま

全国青年の集い北海道大会へ参加

「全国から約二千名の青年部会員が旭川に集結！」

九月八日(木)・九日(金)の二日間、今回で三十回目を迎えた節目の大会となった、全国青年の集い北海道大会へ参加してきました。練馬西法人会青年部会からは、坂口部会長他八名が参加してきました。



参加したメンバーで記念撮影

初日は、租税教育プレゼンテーションが行われ、東京からは王子法人会が「親子租税教室」をたたくすウォーク(二〇一五)というテーマでの発表がありました。二日目は部会長サミットが行われ「税の使途(社会保険制度)に関する意見集約と租税教育活動への反映」と題したテーマで意見交換が行われました。大会式典では、オリンピックメダリストであり、ワールドカップ最年長表彰台記録四十二歳二四〇日を更新中の、スキージャンプ葛西紀明氏の記念講演が行われました。夕方からは懇談会です。北海道ならではの、海の

第四支部 バス研修会

「秋の親睦会開催!!」

九月九日(金) 秋晴れの中、埼玉県さいたま市において第四支部「秋の親睦会」を開催しました。参加者は大森支部長、鈴木副会長、会員、会員家族、事務局、大同生命の二十五名でした。



参加者全員で記念撮影

今回初の試みとして、バスではなく武蔵関駅から電車での目的地に向かいました。片道四十分程の車中ですが、「昔の遠足の雰囲気だね」と言いながら、話が盛り上がり、あつという間に現地に到着しました。到着がちょうどお昼でしたので、早速昼食のバーベキュー。新鮮な食材を使った焼肉やおいしいビールに舌鼓。昼食後は、希望者はパークゴルフを楽

しました。通常のゴルフとは違い誰でもすぐにプレーができるものでしたが、いざ始まるというの間に楽しむだけではなく真剣モードになっていました。スポーツの後は温泉。汗をかいた後の天然温泉は格別でした。温泉でリラクセスした後、帰りの集合時間までは、買物や敷地内での休息と思いいきに過ごし、帰路に就きました。限られた時間の割にはゆったりと過ごすことができ、会員相互の親睦も、より深まった一日となりました。
(金山友也)

公益事業委員会 駅前清掃

「駅前清掃について」

九月十日(土) 上石神井・武蔵関・大泉学園・石神井公園の各駅において今年度二回目の駅前清掃が行われました。秋の長雨に入った時期であり、天気も心配されましたが大勢の方に参加して頂きました。上石神井駅二十二名、武蔵関駅十九名、大泉学



石神井公園駅前参加の皆さん



武蔵関駅前参加の皆さん

役員合同研修会

「優申会・役員との懇親」



高橋練馬西法人会会長



小川西税務署長の講演

九月十五日(木) 勤労福祉会館大会議室において役員合同研修会を開催しました。本年度は初めて練馬西優申会と合同で行いました。

両団体の多くの役員等(五十二名)が出席し、小川西税務署長から『国税局での体験談』としてご講演をいただきました。

第二部の懇談会では高橋会長、本橋優申会会長の挨拶、池田副署長の乾杯の挨拶があり、なごやかな雰囲気の中で交流が深められました。

(事務局)

第六支部研修会

「経理能力の向上を」

九月十六日(金) 午後二時より西武信用金庫大泉支店の会議室に五十五名の会員、地域の人が集い税務研修会を開催しました。第一支部は加藤支部長、上園第一統括官の挨拶がありました。

続いて土田上席調査官による「自主点検



上石神井駅前参加の皆さん



大泉学園駅前参加の皆さん

園駅三十八名、石神井公園駅二十名の計九十九名でした。また当日は、西税務署より、小川署長・池田副署長・上園第一統括官・土田上席調査官・本会から、高橋会長・森委員長の皆様方が各四駅に激励に来てくださいました。回を追うごとに参加される方も増えており、徐々に輪が広がっているなど感じた清掃活動でした。次回の駅前清掃は十二月十日(土)を予定しており、一人でも多くの方の参加をおまわしています。
(町田光)

青年部会 税務研修会

「デジタル化に伴う調査の仕方」



坂口部会長挨拶

九月十四日(水) OZバンケットホールにて税務研修会を行い、三十一名の方々に参加していただきました。練馬西税務署より池



加藤支部長の挨拶



上園第一統括官の挨拶



山中一秀氏による講演

チェックシートについて」の研修が行なわれました。企業を成長させるには内部統制及び経理能力の水準を向上させる事が重要であり、経営者が「自主点検チェックシート」を活用し、内部統制及び経理能力を向上させ、会社の成長を促進していく。

第二部では、株式会社日本マンパワーグループ長、山中一秀氏による「人材確保・職場定着セミナー」の演題で講演が行なわれました。今日、人材確保のためには、日本の労働力人口が減少し続けている。そこで多様な働き手として女性、高齢者、外国人を採用のターゲットにする。職場定着の為に入社前に、会社の情報を開示し、認識のズレを最小化する。仕事内容、給与、待遇などは内定後に確認する機会を設ける。入社後、温かく迎え入れ、問題が発生した場合「相談出来る人」を決めておく。そして、メンタルケア、ヘルスケア、ラインケアを行っていく。

厳しい時代になったと感じました。最後に横山第一地区長の閉会の挨拶で研修会を終えました。
(小島庸一)



青年部会メンバー

田副署長、上園第一統括官、土田上席調査官をお迎えし、和やかな雰囲気での研修を行いました。

研修会は二部構成で第一部は、上園第一統括官より「消費税の「なし」という内容で消費税の話をいただきました。

第二部では、「みんなが主役のフリートーク」ということで、サイコロトークを行いました。沿って、皆さん「楽しかった話」「初恋の話」「モノマネ」など、次々に披露してくださいました。

税務署の皆さんもサイコロを振りお話しください、普段知ることのできない家庭でのお人柄や、好きなものなど気さくにお話しくださいます。

研修会終了後は懇談会を行い、メディアケアクリニック長濱さん、(有)小松金物、小松さんからご挨拶をいただき、新しい仲間に出会えたことをうれしく感じながら、懇親を深めました。

今後また、我々の身近で役に立つお話を聞けることを楽しみにしております。
(山口ルミ)

平成 29 年度練馬区政に対しての要望書を練馬区議会へ提出

平成28年8月29日、高橋会長及び副会長4名で練馬区議会議長をはじめ自由民主党、公明党、民進党・無所属クラブの各会派に要望書を提出しました。

要望事項は次の4項目です

1. 練馬区との共同事業の実施等を検討するための具体的な組織の設置について
2. 年末調整説明会の会場の見直しについて
3. 練馬ビジネスサポートセンターへのリンク登載について
4. 法人会の税制改正要望実現についての支援要請について



リオデジャネイロオリンピック、トランポリンで6位に入賞した伊藤正樹さん。パラリンピック卓球の岩渕幸洋さん。出場おめでとうございました。私達に多くの感動と勇気を頂きました。2020年東京オリンピックで、更なるご活躍を期待致します。これからも、練馬西法人会はお二人を応援してまいります。



法人会の「平成二十九年税制改正に関する提言」まとめ

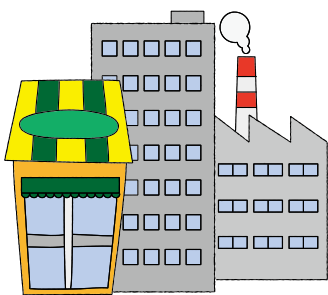
中小企業の活性化に資する税制措置の拡充と歳出・歳入の一体的改革を強く求める！

法人会の「平成二十九年税制改正に関する提言」が、九月二十三日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国八十万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国四十一都道府県連および四四一単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。



I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。

国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

○2018年度の財政健全化中間目標の

設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円（社会保険費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に進むべきである。

改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○持続可能な社会保障制度の構築は喫緊

の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。

○少子化対策を含む社会保障のあり方は「自助」「公助」だけでなく、社会全体で支え合う「共助」の役割も重要であり、これらの範囲をバランスよく見直していく必要がある。

3. 行政改革の徹底

○消費税率10%への引き上げが再延期されたが、財政健全化と社会保障の安定財源を確保するには、増税が不可欠であり、行政の徹底はその前提である。

○「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

○低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

○現在施行されている「消費税転嫁対策特

別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

5. マイナンバー制度について

○マイナンバー制度は2016年1月から運用が開始されたが、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言いがたい。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組んでいく必要がある。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、

①経済の持続的成長と雇用の創出

②少子高齢化や人口減少社会の急進展

③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化

④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10力国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は一般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成29年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

○少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

○中小法人課税について、適用される中小法人の範囲（現行 資本金1億円以下）を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標（例えば、所得金額や売上高）」

優秀な人材の確保・定着化の切札

従業員を大切に経営者の皆さまのために
社外で安心の積立を



東法連 特定退職金共済制度



東法連特退共制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

金0-27-9-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益財団法人東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642
http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp

を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

○納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。



を図ることを求める。
○事業に資する相続については、事業継承を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設が求められる。
○円滑な事業承継に資する観点から、取引相場のない株式の評価のあり方を見直すことが必要である。

Ⅲ. 地方のあり方

○地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

○ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。

○異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任

で企画・立案し実行していく必要がある。

Ⅳ. 震災復興

○東日本大震災については、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う。また、本年4月に起こった熊本地震も含め、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じる。

V. その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

——東京法人会連合会——

税理士会ニュース

今回は、配偶者控除についてお話したいと思います。

配偶者控除とは、納税者に所得税法上の控除対象配偶者がいる場合、一定の金額の所得控除が受けられることをいいます。

①結婚して子供を産み育てようとする若年層・低所得者層に配慮する観点から、高所得者が優遇されがちな所得控除の見直し

②働き方の多様化や家族のセーフティネット機能の低下を踏まえた「人的控除」の重要性

③老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築

などの観点から、配偶者控除の見直しがされます。廃止もしくは所得制限を設けるのか、税額控除を導入するのか定かではありませんが、皆様の生活に影響を与えるのは必須です。

また、この十月から「百三十万円の壁」がなくなります。これは世帯主の健康保険の扶養でいることができるかどうかの年収のことです。健康保険の扶養の条件に年収百三十万円未満とありますが、次の条件にあてはまる方は社会保険料を負担することになります。

I 週の労働時間二十時間以上

II 年収百六十万以上

III 勤続年数一年以上

IV 勤務先の従業員五百人以上

たとえ勤務先の従業員が十数名位だとしても全国展開している会社であれば、その条件は超えてしまう可能性もあります。

配偶者控除を意識して収入を抑える必要がない方は年収百六十万円を目指してください。一般的に自分自身で社会保険料を払っても世帯収入が減らないラインとされています。



渡辺浩章 広報部長

行事案内

★税務合同研修会のご案内

日時 平成二十八年十一月七日(月)

参加費用 無料

場所 大泉学園ゆめりあホール

一、講師 練馬西税務署 池田副署長

演題 「お酒と税のはなし」

二、講師 高橋克彰

演題 「美人は夜つくられる!」

共催 練馬西税務署 駐車場

場所 練馬西税務署 青年部会

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時 平成二十八年十一月十一日(金)

午前十時～午後四時

共催 練馬西税務署 青年部会

場所 練馬西税務署 駐車場

日 時

税務署からのお知らせ

税務署・区役所・法人会の共催により、下表のとおり年末調整等説明会を開催いたします。

税務署・区役所からお送りする「年末調整関係書類等」をお持ちの上、ご出席ください。年末調整等に必要の諸用紙は、説明会開始三十分前から会場受付で配布します。国税庁ホームページからもダウンロードできます。なお、会場には駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

練馬区役所からのお知らせ

現在、練馬区から特別徴収義務者に指定された事業所等につきましては、十一月下旬に「平成二十九年度 練馬区提出用総括表」を送付します。

個人別明細書は、年末調整等説明会会場、区役所税務課窓口で配布します。練馬区ホームページからのダウンロードもご利用ください。

また、給与支払報告書の提出には、エルタックスによる電子申告もぜひご利用願います。平成二十九年度から特別徴収は、アルバイト等を含めてすべての従業員が対象になります。ご理解をお願いいたします。

●決算法人説明会

平成二十八年十一月二十九日(火)
平成二十九年 一月十三日(金)

●新設法人説明会

平成二十八年十一月二十一日(月)
時間…十三時三十分～十六時
会場…(公社)練馬西法人会事務局

年末調整説明会の日程

開催日時	説明会場	所在地及び最寄駅等	対象地域
11月 8日(火) 午前10:30～12:30	大泉学園ゆめりあ1 ゆめりあホール	練馬区東大泉1-29-1(西武池袋線 大泉学園駅下車)	東大泉、南大泉
11月 8日(火) 午後 2:00～4:00			大泉町、西大泉町、西大泉、大泉学園町
11月10日(木) 午後 1:30～3:30	関区民ホール	練馬区関町北1-7-2 (西武新宿線 武蔵関駅下車)	関町北、関町東、関町南、立野町、上石神井、石神井台、上石神井南町
11月15日(火) 午後 1:30～3:30	石神井公園 区民交流センター	練馬区石神井町2-14-1(西武池袋線 石神井公園駅下車)	下石神井、石神井町
開催日時	説明会場	所在地及び最寄駅等	対象地域
11月 7日(月) 午前10:30～12:30	光が丘区民センター 3階 多目的ホール	練馬区光が丘2-9-6 (都営大江戸線 光が丘駅下車)	旭町、北町、田柄、光が丘
11月 7日(月) 午後1:30～3:30			春日町、高松、土支田、三原台、谷原
11月 9日(水) 午前10:30～12:30	区民・産業プラザ 3階 Coconeriホール	練馬区練馬1-17-1 (西武池袋線 練馬駅下車) (都営大江戸線 練馬駅下車)	旭丘、小竹町、栄町、豊玉上、豊玉北、豊玉中、豊玉南、錦、羽沢、早宮、氷川台、平和台
11月 9日(水) 午後1:30～3:30			向山、桜台、高野台、中村、中村北、中村南、貫井、練馬、富士見台、南田中

説明会場へのお車でのご来場はご遠慮ください。申告は便利なe-Taxで!!

●新年賀詞交歓会のご案内

日時 平成二十九年一月二十五日(水)
午後五時から七時三十分まで
受付 午後四時より
場所 ホテルカデンツア光が丘
地下二階「ラ・ローズ」
(練馬区高松五十八 TEL 五三二七四四二二)
会費 一〇、〇〇〇円

●おくやみ
去る四月二十八日当会小西武雄常任理事(第七支部支部長)がご逝去されました。また、七月二十五日当会小澤常任理事のご尊父幸夫様(元監事)がご逝去されました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

編集後記

今年も三十五度越えの真夏日が続いた夏でしたね。また、台風第一号の発生は七月三日と異例の遅さだったにもかかわらず、九月になり次から次へと、なんと雨の多い九月だったことでしょう。暑い日も足下の悪い日も、法人会の行事は盛りだくさん。各研修会や駅前清掃を通して、会員皆さん交流を深め、学び合っています。充実の活動を少しでもお届け出来るよう、広報も読み応えのある紙面を心がけています。寄稿くださった皆様、お忙しい中誠にありがとうございます。

広報委員 北垣江利子

第104号

発行日
平成28年10月25日

発行所 公益社団法人
練馬西法人会
東京都練馬区東大泉6-47-15
電話 03(3923)7272
FAX 03(3923)7285
eメール nerimani@a1.mbn.or.jp
http://www.nerimanishi-houjinkai.or.jp
発行責任者 高橋 利充
編集責任者 小室由紀子



本誌は、環境にやさしい再生紙・大豆油インクを使用しております。